

## 静岡県立看護専門学校同窓会会則 新旧対照表

旧	新
静岡県立東部看護専門学校同窓会会則	静岡県立看護専門学校同窓会会則
(名称)	(名称)
<b>第1条</b> 本会は <u>静岡県立東部看護専門学校同窓会</u> と称する。	<b>第1条</b> 本会は <u>静岡県立看護専門学校同窓会</u> と称する。
(目的)	(目的)
<b>第2条</b> 本会は会員相互の親睦と研鑽を図り、あわせて <u>静岡県立東部看護専門学校</u> （以下 <u>学校</u> という）の発展に寄与することを目的とする。	<b>第2条</b> 本会は会員相互の親睦と研鑽を図り、あわせて <u>静岡県立看護専門学校</u> （以下、「 <u>学校</u> 」といふ。）の発展に寄与することを目的とする。
(事業)	(事業)
<b>第3条</b> 本会は前条の目的を達するため次の事業を行なう。	<b>第3条</b> 本会は前条の目的を達するため次の事業を行う。
(1) <u>会誌の発行</u>	(1) <u>同窓会名簿の管理</u>
(2) <u>名簿の編纂</u>	(2) 会員の親睦及び研鑽のための事業
(3) 会員の親睦及び研鑽のための事業	(3) <u>学校の発展と充実のための協力</u>
(4) その他本会の目的を達するために必要な事業	(4) その他本会の目的を達するために必要な事業
(事務局)	(第10条へ)
<b>第4条</b> 本会は事務局を学校内におく。	
(会員)	(会員)
<b>第5条</b> (1) 本会は正会員及び特別会員よりなる。	<b>第4条</b> 本会は正会員及び特別会員をもって組織する。
(2) 正会員は学校の卒業生とする。	(1) 正会員は学校の卒業生とする。
(3) 特別会員は学校の職員又はかつて職員であったものとする。 <u>（総会の承認を得た者を含む。）</u>	(2) 特別会員は学校の職員又はかつて職員であったものとする。
(総会)	(総会)
<b>第6条</b> 総会は前条に規定する会員をもって組織し、 <u>会務並びに決算の承認、会則の制定変更、事業計画を議決する。</u>	<b>第5条</b> (1) 総会は前条に規定する会員をもって組織し、 <u>下記の事項を審議し、議決する。</u> (7) <u>前年度の事業報告及び収支決算の承認</u> (1) <u>当年度の事業計画及び収支予算の承認</u> (ウ) <u>会則の変更</u> (エ) <u>その他会長が必要と認める事項</u> (2) <u>総会における定足数は、これを定めず、出席者（委任状により意思表示した者を含む。）の過半数をもって議決する。</u>
(役員)	(役員)
<b>第7条</b> 本会に次の役員を置く。	<b>第6条</b> 本会に次の役員を置く。
(1) <u>会長、副会長、幹事、書記、顧問、会計幹事</u>	(1) <u>会長 1名（正会員）</u>
	(2) <u>副会長 1名（正会員）</u>
	(3) <u>幹事 各卒業年次各学科1名</u>
	(4) <u>会計 1名（必要に応じて1名加えることができる。）</u>
	(5) <u>監査 1名</u>
	(6) <u>顧問 2名（学校長及び副校長とし、会長が委嘱した者を加えることができる。）</u>
(新設)	
(2) <u>会長及び副会長は正会員より選出するものとし、本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐する。</u>	<b>第7条</b> 役員の任務は、次のとおりとする。
(3) <u>幹事は各期から1名あて選出するものとし、会務の執行及び連絡にあたる。</u>	(1) <u>会長は、本会を代表し、会務を総括する。</u>
(4) <u>書記は会長が委嘱するものとし、庶務会計を掌る。</u>	(2) <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。</u>
(5) <u>会計幹事は本会の会計を監査する。</u>	(3) <u>幹事は各卒業年次の卒業生を代表し、会務の執行及び本会と会員間の連絡にあたる。</u>
(6) <u>顧問は学校長及び特別会員の中から推薦するものとし、会長の諮問に応ずる。</u>	(4) <u>会計は、本会の庶務・会計を担当する。</u>
(7) <u>会長、副会長及び幹事の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。</u>	(5) <u>監査は、本会の会計を監査する。</u>

旧	新
(役員会)	(役員会)
<b>第8条</b> (1) 役員会は会長が招集する。 (2) 役員会は役員をもって構成し、予算、決算その他重要事項を審議する。 (3) 役員会は役員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席した役員の過半数をもって決定する。	<b>第8条</b> (1) 役員会は会長、副会長、会計をもって構成し、会長が招集し議長にあたる。 (2) 顧問及び幹事は役員会に出席し、意見を述べることができる。
(会計)	(会計)
<b>第9条</b> (1) 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。 (2) 本会の正会員は終身会費として入会の際に2,000円を納付する。 (3) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。	<b>第9条</b> (1) 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。 (2) 本会の正会員は終身会費として入会の際に2,000円を納付する。 (3) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(雑則)	(雑則)
<b>第10条</b> この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は役員会が定める。	<b>第11条</b> この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は役員会が定める。
<b>附 則</b> この会則は、昭和54年9月29日から施行する。	<b>附 則</b> この会則は、昭和54年9月29日から施行する。 <u>この会則は、令和7年2月1日から施行する。</u>